

鳥取県意欲と能力のある林業経営者登録・公表の流れ

市町村

県

森林組合・事業者等

公募開始
周知
(第4条)

・登録・公表を希望する林業経営者を公募
・市町村へ公募を開始した旨周知

公募
(第4条)

・登録・公表を希望する者は申請
・経営管理実施権の設定を受けることを希望する場合は、その旨と設定を希望する区域を申請

意見聴取
(第6条)

・申請内容を踏まえ、別表の選定基準に適合すると考える林業経営者を必要に応じて推薦

・申請内容を整理、市町村へ提供
・市町村へ意見照会(市町村に推薦の有無を照会)

登録申請
(第5条)

【登録の取消(第12条)】
・死亡、解散等
・虚偽の申請
・第3条第4号を除く各号に該当
・登録の有効期間内に2件目の林業死亡災害を発生させた場合
・選定基準を満たさなくなった場合
・意欲と能力のある林業経営者として不適切な行為 など

推薦
(第7条)



登録・非登録・変更登録通知
(第8条)

・別表の選定基準、市町村からの推薦を踏まえ審査、登録

登録・非登録通知
(第8条)

・登録内容に変更があった場合は遅滞なく届出

変更届
(第10条)

経営管理実施権を設定する民間事業者を選定



実績報告
(第13条)

・基本情報(主たる事業所の所在地、商号又は名称、代表者氏名等)、登録番号及び登録年月日等を公表

・毎年度事業の実施状況について報告

意欲と能力のある林業経営者として県HPで公表

※同時に育成経営体、森林経営管理法第36条第2項に基づき公表する民間事業者を選定